

2026年4月吉日

貸金庫・保護函をご利用のお客さまへ

室蘭信用金庫

貸金庫規定の改定のお知らせ ならびに
ご利用目的等の確認に対するご協力へのお願いについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。昨今の社会情勢の変化、マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の不正利用を防止する対応として、貸金庫に、現金や危険物等は保管いただけないこと等について、このたび正式に下記内容を「貸金庫規定」に追加いたしました。あわせてご利用中の全てのお客さまへ利用目的等の確認をお願いしています。

お手数をおかけいたしますが、「貸金庫借用に関する申告書」のご提出にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

チェック欄の記入と署名捺印のうえ、郵送によるご返信、または貸金庫お取引店にお届けいただきますようお願い致します。

お手数をお掛けしますが、何卒ご理解いただき、変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

<貸金庫規定改定日> 2026年4月1日

改定内容（詳細別紙参照）
現金や危険物等は保管いただけないこと等について明記
利用目的を書面等で申告いただくことを追加
当金庫による契約の解約事由の追加

<ご留意点>

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客様におかれましては、お取り出しいただきますようお願いいたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

室蘭信用金庫 業務支援部

電話 0143-44-3534

～貸金庫をご利用のお客さまへ～



マネー・ローンダリングやテロ資金供与等の
不正利用を防止する対応として

**貸金庫に、
現金や危険物等は
保管いただけません。**

ご利用中の全てのお客さまへ
利用目的等の確認をお願いしています。

詳しくは、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

別紙：貸金庫規定 改定箇所

新	旧
(2026年4月1日改定)	(2020年4月1日改定)
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>
<p>第2条 格納品の範囲</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公社債券・株券その他有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの <p>(2) 前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p> <p><u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> ② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> 	<p>第2条 格納品の範囲</p> <p>(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公社債券・株券その他有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの <p>(2) 前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。</p>
<p><u>第3条 (利用目的の確認)</u></p> <p><u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等に当たっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>
<p>第4～11条 (略)</p>	<p>第3～10条 (略)</p>
<p>第12条 解約等</p> <p>(1) この契約は、借主の申出により、いつでも解約するこ</p>	<p>第11条 解約等</p> <p>(1) この契約は、借主の申出により、いつでも解約する</p>

別紙：貸金庫規定 改定箇所

新	旧
<p>とができます。この場合、正鍵および届出の印章、自動貸金庫においてはカードも持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵を失ったまま解約するときはこのほか第9条(2)に準じて取り扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一つでも該当する場合、及び当金庫は、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が利用料を支払わないとき</p> <p>② 借主が行方不明のとき</p> <p>③ 借主について相続の開始があったとき</p> <p>④ 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる事由が生じたとき</p> <p>⑤ 店舗の改装、閉鎖その他、相当の事由があるとき</p> <p>⑥ 正鍵の改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき</p> <p>⑦ 借主または代理人が貸金庫規定に違反したとき</p> <p><u>⑧ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u></p> <p><u>⑨ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u></p> <p><u>⑩ 法令で定める本人確認等における確認事項や第2条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u></p> <p><u>⑪ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (中略)</p> <p>この場合、第5条(3)に基づく払戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちにお支払いいた</p>	<p>とができます。この場合、正鍵および届出の印章、自動貸金庫においてはカードも持参し、当金庫所定の手続きをしたうえで貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵を失ったまま解約するときはこのほか第8条(2)に準じて取り扱います。</p> <p>(2) 次の各号の一つでも該当する場合、及び当金庫は、いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>① 借主が利用料を支払わないとき</p> <p>② 借主が行方不明のとき</p> <p>③ 借主について相続の開始があったとき</p> <p>④ 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる事由が生じたとき</p> <p>⑤ 店舗の改装、閉鎖その他、相当の事由があるとき</p> <p>⑥ 正鍵の改ざん、不正使用その他相当の事由があるとき</p> <p>⑦ 借主または代理人が貸金庫規定に違反したとき</p> <p style="text-align: right;"><u>(追加)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (中略)</p> <p>この場合、第4条(3)に基づく払戻金は遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは、直ちにお支払い</p>

別紙：貸金庫規定 改定箇所

新	旧
<p>できます。</p> <p>(5) (1)、(2)、または(3)による明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により<u>処分し、また</u>処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、貸金庫の開庫に際して当金庫に公証人の立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第 <u>13</u>～<u>17</u> 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>いただきます。</p> <p>(5) (1)、(2)、または(3)による明渡しが3ヶ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により <u>(追加)</u> 処分が困難な場合には破棄することができるものとします。なお、貸金庫の開庫に際して当金庫に公証人の立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。</p> <p>(6) (略)</p> <p>第 <u>12</u>～<u>16</u> 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>